

平成26年度 学校給食の申込について

本校では学校給食を選択制にて実施いたします。

下記の配布資料をご覧ください、申し込まれる方はお手数ではございますが、各小学校へ締切日までに書類の提出をお願いします。

<配布資料> 10種類

- ・大阪市の中学校給食
- ・保護者のみなさまへ
- ・新中学1年生の保護者のみなさまへ
- ・中学校給食の概要
- ・中学校給食申込のご案内
- ・平成26年2月分 大阪市中学校給食献立表
- ◎大阪市学校給食費 預金口座振替依頼書／自動払込利用申込書
- ・大阪市学校給食費 預金口座振替依頼書／自動払込利用申込書の記入例
- ◎学校給食にかかる確認書兼委任状・同意書
- ◎中学校給食申込書

<申し込みに必要な書類> 3種類

- ◎大阪市学校給食費 預金口座振替依頼書／自動振込利用申込書
- ◎学校給食にかかる確認書兼委任状・同意書
- ◎中学校給食申込書

上記3点をセットにして締切日までに提出して下さい。

提出期限：平成26年 3月 5日（水）

提出先：みどり・鶴見・鶴見南小学校

※3小学校以外の方は緑中学校まで提出して下さい

手続きにあたり何かご不明な点がございましたら

緑中学校 事務担当：幸田 （TEL：6911-3688）

までご連絡ください。

中学校給食申込のご案内

緑中学校では、家庭弁当との選択制で中学校給食を実施しております。
選択制ですので、給食を食べられる方は、必ず事前のお申込が必要です。

《中学校給食の概要》

- 家庭弁当との選択制です。
- 弁当箱によるデリバリー方式の給食です。
具体的な内容は、「大阪市の中学校給食」という冊子をご参照ください。
- 1食あたりの給食費は、300円です。
- 給食を申込むか家庭から弁当を持参するかを1ヶ月単位で前月までに決定し、申込期日までにお申込みいただく必要があります。
- 一度お申込いただきますと、申込停止手続きをされない限り、毎月給食が提供されます。
- お支払い方法は、口座振替もしくは納付書による金融機関での納付となります。

《給食の申込方法》

- 2月24日頃に小学校で4月分献立が配られます。
- 申込まれる場合は、下記書類をまとめて、小学校の担任の先生にご提出ください。
 - ①「学校給食にかかる確認書兼委任状・同意書」
 - ②「給食申込書（新入生用）」
 - ③「大阪市学校給食費 預貯金口座振替依頼書」※ ③は①で納付書による金融機関での納付を選択された場合は不要です。
- 提出期限は、3月5日（水）になります。期限厳守をお願いいたします。
- ※家庭弁当を持参される場合は、「給食申込書（新入生用）」の提出は不要です。

《給食費の支払方法》

- 4月分の給食費は、5月12日までにお支払いいただきます。
毎月の給食費とお支払金額は、入学後、改めて通知書をお配りいたします。
- お支払方法は、本日同封されております「学校給食にかかる確認書兼委任状・同意書」で選択された方法となります。
- 振替手数料は大阪市で負担します。

《5月以降に申込を停止する場合、新たに申込む場合》

- インターネットでお手続いただけます。
インターネットをご利用いただくために必要な給食利用通知書（ユーザーID等を記載）と利用ガイド（利用方法を記載）は、入学後、中学校でお配りいたします。

〈お問い合わせ先〉

【書類の提出先・提出期限などについて】

緑中学校（事務室）

06-6911-3688

【中学校給食の内容について】

大阪市教育委員会事務局 学校保健担当 06-6208-9158

学校給食にかかる確認書兼委任状・同意書

- 1 私は、本書末尾記載の幼児・児童・生徒に、「大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」第2条の規定に基づく学校給食を利用させることとし、同条例第4条に基づき学校給食費を次の方法により納付します。
(次のいずれかの支払方法にチェックをしてください。)
- ☐ 預貯金口座からの口座振替 ※できるだけ口座振替にご協力をお願いします。
- ☐ 納付書による金融機関での納付
- 2 私は、年度末等の精算時に給食費の還付が生じた場合、大阪市との間での還付請求、返納等の手続きを在籍校の校長に委任します。
- 3 私は、万一、学校給食費を滞納した場合、私に関する市税等の課税・滞納状況・口座振替状況、金融機関における取引状況、及び勤務先等における給与支払状況などについて、給食費の滞納の解消のため、大阪市の担当部署が大阪市区関係部署、他官庁及び金融機関に対しその保有する情報の提供を求めること、これらの機関が保有情報を大阪市の担当部署に対し開示すること及び大阪市の担当部署において開示を受けた情報を利用することに同意します。

～ 注 意 事 項 ～

- ① 幼児・児童・生徒1人につき1枚ご提出ください。
- ② 口座振替を希望する方は、預金口座振替依頼書を添えて学校へ提出してください。
- ③ 支払方法のいずれにもチェックがない場合、または、「預貯金口座からの口座振替」にチェックはあるが、預金口座振替依頼書の提出がない場合は、「納付書による金融機関での納付」の扱いとなります。
なお、上記の内容で本書を提出された場合でも、後日、預金口座振替依頼書の提出があれば、口座振替を希望されたものとします。
- ④ 還付が生じた場合の返納先は、給食費の支払方法で、口座振替を希望された方は給食費振替口座に、納付書での納付を希望された方は、学校での現金受領となります。
- ⑤ 支払方法の変更を希望される場合は、学校へ申し出てください。
- ⑥ アレルギー等の事情がある方は、別途学校へ申し出てください。
(減額が適用される場合があります。)
- ⑦ 給食費の未納のないようにお願いします。
未納が生じた場合は、法的措置を講ずる場合があります。
また、納期限を超えた場合は、本市条例に定める延滞金が発生します。
- ⑧ この「学校給食にかかる確認書兼委任状・同意書」は、末尾記載の幼児・児童・生徒が大阪市立の小・中・特別支援学校に在籍する限り有効とします。

平成 年 月 日

大 阪 市 長 様

上記記載事項について確認・委任・同意しました。

住所

保護者名	印
〔 生年月日 年 月 日 〕	

保護者名	印
〔 生年月日 年 月 日 〕	

幼児・児童・生徒名

電話番号

この申込書は「小学校」へ提出してください

年 月 日

中学校長 様

中学校給食申込書（新入生用）

中学校給食を次のとおり、申込みます。

記

小学校名、進学する中学校名及びお子様の名前（カナ）を記入してください。

小学校名	中学校名	児童名(カナ)
小学校	中学校	

《お申しいただく際の注意点》

- ◇ 給食は家庭弁当との選択制で実施いたします。
給食を希望される方のみ、この「中学校給食申込書」をご提出ください。
家庭弁当を持参される場合、ご提出の必要はありません。
- ◇ 一度お申しいただきますと、申込停止手続きをされない限り、毎月給食が提供されます。
- ◇ 牛乳アレルギーなどで牛乳を飲用できない方は、給食のお申込の前に中学校にご相談ください。
- ◇ 第1回目の給食費のお支払期限は5月12日になります。

【ご提出期限 ： 平成26年 3月 5日（水）】

給

大阪市学校給食費

平成 年 月 日

預金口座振替依頼書/自動払込利用申込書

金融機関用

大阪市公金取扱金融機関御中

私は、下記の預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、
預金口座振替規定（ゆうちょ銀行を除く）を確約のうえ依頼します。

校 園 コード	台 帳 番 号	学 年	組	出席番号	カナ頭3文字	学 校 名
702571						大阪市立 緑中学校

児童・生徒名	保護者名
保護者住所 (口座名義人住所)	TEL () -

指定預貯金口座

金融機関またはゆうちょ銀行のうちどちらか一つをご指定ください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関	銀行 信用金庫 組 合	本店 支店 出張所	金融機関お届出印
	金融機関コード	支店コード	預 金 種 目 (どちらかに○印)
			口座番号(右づめで記入)
			1 : 普通 2 : 当座
口座名義人	フリガナ(カタカナ)		印
	漢 字		

大阪市使用欄
1 : 振替 2 : 振込 3 : 停止
口座振替 (自動払込) 開始月
月

ゆうちょ銀行	フリガナ(カタカナ)			ゆうちょ銀行お届出印
	漢 字			
	種目コード	契約種別コード	通帳記号	
	166	30	1 0 の	
通帳番号(右づめで記入)			(払込先口座番号) 00900 - 5 - 960001	
			(払込先加入者名) 大阪市 会計 管理者	

★ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

—預金口座振替規定(ゆうちょ銀行を除く)—

- 銀行、信用金庫、信用組合、農協等(以下銀行という)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載の金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。また、指定日以降に再度振替えられても異議ありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり大阪市から請求がない等相当の理由があるときは、とくに申し出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
- 振替日に変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても異議ありません。
- 上記顧客コードにつき別の顧客コードの追加利用、また変更があっても本書は有効として扱われてさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

振替日 (払込日)	毎月10日(本市が別途定める月を除く) (金融機関非営業日の場合は翌営業日)
--------------	---

取扱店日附印

不備返却 事 由	1: 取り引きなし 2: 印鑑相違 3: 記載事項相違 4: その他
-------------	---

印鑑照合	受付印

金融機関
確認印

【提出経路】 保護者 → 金融機関 → 大阪市 → 学校給食費

※ 3枚目(教育委員会用)、4枚目(学校用)、5枚目(保護者控)は必ず持参人へお渡しください。